

新型コロナウイルス感染症拡大に伴う稲沢市介護予防・日常生活支援総合事業の臨時的な取り扱いについて

番号	内容	回答
1	通所型サービスの利用者が新型コロナウイルスに感染した場合の月額報酬について	計画に位置付けられた回数サービスを利用できなかった場合、目割り計算とする。 月の総日数から利用者の自宅待機期間の日数（定期休業日を含む）を除いて算定する。
2	通所型サービスの利用者が新型コロナウイルス感染症に係る濃厚接触となった場合の月額報酬について	計画に位置付けられた回数サービスを利用できなかった場合、目割り計算とする。 月の総日数から利用者の自宅待機期間の日数（定期休業日を含む）を除いて算定する。
3	通常通りのサービス提供を行っている事業所において、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、利用者が月途中において利用をキャンセルした場合について	利用者の自己都合のため、目割り計算せず月額報酬を算定する。
4	新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、事業所が利用者に対して個別に利用の自粛を依頼した場合の月額報酬について	計画に位置付けられた回数サービスを利用できなかった場合、目割り計算とする。 月の総日数から自粛を依頼した日数（定期休業日を含む）を除いて算定する。

~~※この取扱いは、令和4年8月サービス提供分からとする。~~

※この取扱いは、令和5年5月7日をもって終了とする。